

# 是 正 勧 告 書

平成      年      月      日

有限会社                       
 代表取締役                      殿

労働基準監督署

労働基準監督官                     

貴事業場における下記 労働基準法、労働安全衛生法  
 違反 及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反 については、  
 それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。  
 なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日  
 までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として  
 労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることが  
 あります。  
~~また、「法条項等」欄に  印を付した事項については、同種違反の繰り返しを  
 防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置し、  
 当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。~~

法条項等	違 反 事 項	是正期日
労基法第108条 (労基則第54条)	賃金台帳に、深夜労働時間数を記入していないこと。	31.2.15
安衛法第66条第1項 (安衛則第45条)	深夜業に常時従事する労働者4名に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、法定の項目について医師による健康診断を行っていないこと。	31.2.28
安衛法第66条の10 (安衛則第52条の9)	常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならないにもかかわらず、行っていないこと。	31.2.28
安衛法第12条第1項 (安衛令第4条)	常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生管理者を選任していないこと。	31.7.15
安衛法第18条第1項 (安衛令第9条)	常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生委員会を設けていないこと。	31.2.28
安衛法第100条第1項 (安衛則第52条)	定期健康診断を行ったときに、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していないこと。	31.2.15
安衛法第13条 安衛令第5条	常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生管理者を選任していないこと。	31.2.28
受領年月日	平成 <span style="background-color: black; color: black;">    </span> 年 <span style="background-color: black; color: black;">    </span> 月 <span style="background-color: black; color: black;">    </span> 日	
受領者職氏名	<span style="background-color: black; color: black;">  </span>	(1)枚のうち (1)枚目

(注意)

一、労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害を発生させた場合には、是正期日であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。  
 二、この勧告書は三年間保存して下さい。